

Title	刑事違法論の再検討：生命侵害場面における功利主義的考慮導入の是非・限界を中心に
Sub Title	Reconsidering the theory of criminal justification : the permissibility and limits of utilitarian considerations in cases involving lethal harm
Author	坂下, 陽輔(Sakashita, Yosuke)
Publisher	
Publication year	2025
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2024.)
JaLC DOI	
Abstract	本研究は、刑事違法論において生命侵害をめぐる功利主義的衡量が許容されうる場面とその限界を、日独米の比較法的検討を通じて明らかにしたものである。 緊急避難・過失犯論における生命比較の可否に焦点を当て、危険の抽象性・内部化の有無に応じた判断枠組みの相違を分析することで、各国における違法論の価値基盤と理論構造の差異を浮き彫りにした。 これらを踏まえ、日本法における違法性判断の再構成に向けた理論的知見を提示した。 This study examined the permissibility and limits of utilitarian balancing in cases involving lethal harm within the framework of criminal justification theory, through a comparative legal analysis of Japan, Germany, and the United States. Focusing on the permissibility of life-to-life comparisons in the doctrines of necessity and negligence, the research clarified how the level of abstraction of risk and its internalization affect normative evaluations. The study ultimately offered theoretical insights for reconstructing the Japanese doctrine of wrongfulness.
Notes	研究種目：若手研究 研究期間：2020～2024 課題番号：20K13342 研究分野：刑事法
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_20K13342seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

令和 7 年 5 月 28 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2024

課題番号：20K13342

研究課題名（和文）刑事違法論の再検討—生命侵害場面における功利主義的考慮導入の是非・限界を中心に—

研究課題名（英文）Reconsidering the Theory of Criminal Justification: The Permissibility and Limits of Utilitarian Considerations in Cases Involving Lethal Harm

研究代表者

坂下 陽輔 (Sakashita, Yosuke)

慶應義塾大学・法務研究科（三田）・准教授

研究者番号：10735400

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、刑事違法論において生命侵害をめぐる功利主義的衡量が許容されうる場面とその限界を、日独米の比較法的検討を通じて明らかにしたものである。緊急避難・過失犯論における生命比較の可否に焦点を当て、危険の抽象性・内部化の有無に応じた判断枠組みの相違を分析することで、各国における違法論の価値基盤と理論構造の差異を浮き彫りにした。これらを踏まえ、日本法における違法性判断の再構成に向けた理論的知見を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、緊急避難および過失犯における生命侵害の可否という極限状況を素材としつつ、刑事違法論における功利主義的衡量の射程と限界を多角的に照射した点に学術的意義がある。また、抽象的リスクと具体的危険の区別、危険の内部化の有無に応じた法的判断枠組みの再構成を行った点において新規性が高く、刑法理論の深化に寄与するものである。さらに、本研究は、生命衡量による違法性阻却の可否という問題を避けがたいものとするAI・自動運転技術に関する今後の刑事法的課題に対して、応用可能な理論的基盤を提供するものであり、社会的意義も大きい。

研究成果の概要（英文）：This study examined the permissibility and limits of utilitarian balancing in cases involving lethal harm within the framework of criminal justification theory, through a comparative legal analysis of Japan, Germany, and the United States. Focusing on the permissibility of life-to-life comparisons in the doctrines of necessity and negligence, the research clarified how the level of abstraction of risk and its internalization affect normative evaluations. The study ultimately offered theoretical insights for reconstructing the Japanese doctrine of wrongfulness.

研究分野：刑事法

キーワード：過失犯 緊急避難 功利主義 生命衡量

1. 研究開始当初の背景

(1) 人工知能技術の発展に伴い、自動運転車の利用が遠くない将来に現実のものとなることが予想される。従来、人間の運転者による死傷事故については、過失の有無により刑事違法性が判断され、過失が認定されれば刑事処罰がなされてきた。他方、自動運転車についても、たとえその事故発生率が人間による運転よりも低いとしても、死傷事故を完全には回避し得ないとされている。とすれば、これまで処罰の対象とされてきたような結果を不可避免的に伴う自動運転車の開発・利用が、なぜ違法と評価されず、むしろ容認されうるのかという問いが生じる。

(2) たしかに、自動運転車の導入によって交通事故全体の件数が減少するという社会的便益は期待されるが、失われる個々の生命を犠牲として全体の死傷事故を減少させるという、功利主義的衡量に基づく生命侵害は、果たして正当化されうるであろうか。従来の刑法学においては、緊急避難(刑法 37 条)の文脈において、功利主義的考慮に基づく生命侵害の正当化は原則として否定されてきた。たとえば、複数人の命を救うために一人の健康な人間を殺害して臓器を提供させるといった臓器移植事例は、いかなる場合でも正当化されないものとされてきた。そうすると、単に社会的便益があるという理由だけで、自動運転車の開発・利用を正当化することは理論的に困難である。

(3) 他方で、社会全体にもたらされる便益が著しい技術を一律に違法と評価することもまた妥当とは言いがたい。ゆえに、「いかなる場合に、なぜ、生命侵害行為は功利主義的考慮に基づいて正当化され得るのか」、そして「いかなる条件の下でそれが否定されるべきなのか」という構造的問いに答える必要がある。

(4) この問題意識は、AI 技術にとどまらず、過失犯一般に関する法的判断においても同様に現れる。たとえば、近時の JR 福知山線脱線事故事件や東京電力福島第一原発事故事件においては、予見可能な結果を回避する高度の注意義務が、社会的便益とのバランスの下で緩和されたとの見方も可能であり、そこに功利主義的価値判断の影響を認めることができる。したがって、本研究は、生命侵害をめぐる刑事違法論における功利主義的考慮の位置づけとその限界を、理論的に明らかにすることを課題とする。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、生命侵害を伴う行為が功利主義的考慮に基づいて正当化され得る条件およびその限界を、刑事違法論の枠組みの中で理論的に明確化・具体化することである。とりわけ、自動運転車による死傷事故が一定の確率で不可避であるという現実的前提に立ちつつ、緊急避難論および過失犯論における既存の違法性判断の体系と照らし合わせながら、功利主義的衡量の法的根拠および潜在的問題点を精査することを目的とした。

(2) その際、生命侵害にかかる典型事例を素材として、①危難が具体的・現実的か、あるいは抽象的か、②当該危難が行為者にとって外在的なものか、あるいはすでに内部化されているか、といった構造的要素に着目する。そして、これらの要素が違法性判断においていかなる意味を持ちうるかを分析し、緊急避難論と過失犯論の理論的接点を明らかにしつつ、両者に共通する枠組みとしての刑事違法論の再構成を試みる。

(3) 最終的には、AI 技術や自動運転等の現代的課題に伴って避けがたく生起する生命侵害の状況に対して、刑事法がいかに原理的に応答しうるかを明示し、従来理論の射程を超える柔軟かつ規範的整合性を備えた判断枠組みの構築を目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、まず功利主義的考慮に対する理解が対照的なドイツとアメリカの両国を比較法的に検討し、生命侵害の正当化に関する理論的基盤とその限界に関する多角的な視点を得ることを目指した。

(2) 一方で、ドイツにおいては、自動運転車の利用を「許された危険」として容認する議論と、緊急避難論における伝統的な功利主義批判との間に見られる緊張関係を重視し、また超法規的免責の緊急避難として生命衡量場面の免責を客観的観点から行う議論にも視野を広げ、主要文献を分析・検討した。

(3) 他方、アメリカにおいては、生命侵害に対して比較的寛容でありながらも、臓器移植事例等においては限界を画する議論に注目し、その構造と背景を分析・検討した。

(4) これらの検討を通じて、功利主義的衡量を是認する場合と否定する場合の理論的区別基準・観点を整理し、最終的に日本における緊急避難論・過失犯論の両者に通底する違法論構造の再構成を試みた。

4. 研究成果

(1) 本研究は、刑事違法論における功利主義的衡量の許容可能性とその限界、とりわけ生命侵害場面においてその考慮がいかに位置づけられるかという問題を、日独米の比較法的検討を通じて明らかにしようとしたものである。中でも、過失犯における注意義務設定の基準や、緊急避難における生命の比較可能性をめぐる法理論を中心に据え、これらの場面で社会的便益と個別の法益（特に生命）とがいかに衡量され得るかを検討した。

(2) まず、日本およびドイツにおいては、緊急避難論において生命対生命の比較を困難とする理解が根強く存在している一方、過失犯論においては、生命と便益の比較が行われているにもかかわらず、それが明示的な問題意識として捉えられてこなかったという非対称性が確認された。本研究では、両論分野を横断的に分析することで、当該非対称性の理論的理由と、それを乗り越えるための統一的評価枠組みの可能性を検討した。

(3) ドイツにおける近時の議論を詳細に検討したところ、トロッコ問題のように危難が現実には顕在化している場面では、緊急避難としての生命比較は忌避される傾向にある一方、自動運転車の導入可否のように危難が抽象的かつ予防的な段階にある場合には、生命と社会的便益との衡量が理論的に許容される可能性があるとの議論がみられた。さらに、近年注目される免責的緊急避難の議論において、違法性阻却は否定しつつも、客観的利益衡量に基づく不処罰を認める立場が展開されており、人間の尊厳や正当防衛権の剥奪に対する理論的配慮が、生命比較を適法化することへの慎重な姿勢の根拠となっていること、しかし「免責的」という形ではありつつも「客観的」な判断により、当該行為を不可罰とする必要がある、そしてそれは可能であるとの意識は広がっており、功利主義的衡量の部分的許容を理論的に位置づける端緒とも言いえることを明らかにした。

(4) アメリカにおいては、功利主義的な発想が比較的強く、緊急避難の場面においても生命比較が広く容認されている。とはいえ、臓器移植事例のように、当該危難がすでに行行為者の内部にある状況で他者に生命侵害を転嫁する行為については、明確に正当化が否定されている。こうした区別は、トロッコ問題のように外部的な危難の配分を問題とする場面とは異なり、人格の道具化という倫理的懸念がより強く働くことに起因していると解される。問題は、この「人格の道具化」とはいかなる場面を指すのかであるが、臓器移植事例においては、病気等の危難がすでに当該個人に内部化されており、その危難を他者に転嫁することは当該他者人格の道具化との印象を強く与えるため、いかなる意味でも許容・免責されないのに対し、後者ではなお外部的危難の配分と理解され、他者人格の道具化と評価されない（少なくともその印象が大幅に希釈化される）ため、許容ないし免責の余地がある、と理解することが可能である、ということを示した。

(5) これらの比較法的知見を踏まえ、日本法における緊急避難論および過失犯論の双方に通底する理論的枠組みの再構成を試みた。特に、生命侵害をめぐる功利主義的衡量の是非を判断する際に考慮されるべき要素を、より構造的かつ多層的に整理することを意図した。具体的には、①問責対象行為時点で危難が既に現実には顕在化しているか否かという段階性、②問責対象行為時点での、被害者・被害法益の特定可能性、③当該危難が行行為者にとって外部的なものであるか、それとも既に内部化されているかという帰属構造など、複数の要素が重層的に作用する中で、功利主義的考慮が容認される限界を理論的に画定した。

その際、①と②は関連するものであるところ、他者人格の道具化という観点からは②の視点がより中核的であること、②にはなお程度差が観念でき、それゆえ絶対的な基準を示すことはできず、社会通念に基づく最終的な決断が必要であることを示した。それに対して、③の観点は、生命衡量を不可能とする絶対条件として、明確かつ重要な基準となると示した。これにより、単純な便益と損失の比較による判断から脱却し、刑法理論としての整合性を保ちながら、技術的・社会的現実への応答性も併せ持つ判断枠組みを構想した。

(6) 本研究は、AI 技術や自動運転など、現代において不可避免的に生じうる生命侵害の状況に対して、刑事法がいかなる理論的応答をなし得るかという課題に対し、従来の違法論の延長線上にとどまらない新たな判断枠組みを提示するものであった。従来、日本の刑法理論は生命を「絶対的法益」と捉え、衡量的発想を極力排除する傾向にあったが、本研究は、その価値を軽視することなく、構造的条件を整えることで、生命も他の法益と同様に相対化・衡量の対象とし得る余地を認める理論的枠組みの構築を目指した。その意味で、本研究は、刑法理論の現代的課題への応答能力を高める重要な一歩であると位置づけられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 51
2. 論文標題 複数人が正当防衛状況に関与する場合の処理に関する覚書	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 79-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 79
2. 論文標題 正当防衛論の現状と課題	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 4-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 1583
2. 論文標題 ウェブサイト閲覧者の同意なくその電子計算機を使用してマイニングを行わせるプログラムコードと不正指令電磁的記録	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 140-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 86
2. 論文標題 防衛行為の相当性及び退避義務・侵害回避義務に関する考察（四・完）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 62-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 511
2. 論文標題 正当防衛における侵害の急迫性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 74-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 489
2. 論文標題 やむを得ずにした行為（特集 条文から学ぶ刑法）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 59巻1号
2. 論文標題 事前の公的救助要請可能性が正当防衛・過剰防衛の成否に与える影響について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 27-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 坂下陽輔	4. 巻 9号
2. 論文標題 他の者が先行して被害者に暴行を加え、これと同一の機会に、後行者が途中から共謀加担したが、被害者の負った傷害が共謀成立後の暴行により生じたとは認められない場合における、刑法207条の適用の可否及び適用範囲あるいはその在り方 [最高裁令和2.9.30決定]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東北ローレビュー	6. 最初と最後の頁 80-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 Yosuke Sakashita	4. 巻 29巻58号
2. 論文標題 Einschraenkung des Notwehrrechts bei unterlassener Vorfeldvermeidung potenzieller Angriffe	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Zeitschrift Fuer Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 129-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 松原芳博編 坂下陽輔	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 274
3. 書名 続・刑法の判例 総論	

1. 著者名 佐伯仁志・橋爪隆	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 2
3. 書名 刑法判例百選Ⅰ [第8版]	

1. 著者名 成瀬幸典・安田拓人	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 10
3. 書名 判例プラクティス 刑法Ⅰ総論 [第2版]	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------